

社会福祉主事

社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は社会福祉法第19条第1項第1号に基づく任用資格で、厚生労働省告示による指定科目のうち、3科目以上を修めて卒業(3科目以上履修したうえで卒業)した者が、都道府県、市区町村の行政職や福祉職等の公務員試験に合格して、社会福祉関連の事業所に就職した場合、有資格者として次の職名が得られます。

- ① 福祉事務所の社会福祉主事
- ② 各種福祉施設の生活指導員・児童指導員・福祉指導員
- ③ 社会福祉協議会の福祉活動指導員

厚生労働大臣の指定する科目に該当するか否かは、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。
厚生労働省のホームページ [社会福祉主事任用資格の取得方法](#)